

新諸塚村行政改革大綱

平成14年1月

諸 塚 村

目 次

1	行政改革の基本的な考え方	1
(1)	行政改革の基本方針	1
(2)	行政改革の実施期間	1
(3)	行政改革の実施計画の策定	1
2	行政改革の実施方針	2
(1)	事務事業の見直し	2
①	事務事業等の整理合理化	2
②	補助金等の整理合理化	2
③	事務手続きの簡素化	3
(2)	組織・機構の見直し	3
①	行政組織の簡素合理化	3
②	事務・事業の民間委託推進	4
(3)	第三セクター等関係	4
(4)	定員管理及び給与の適正化	5
①	適正な定員の管理	5
②	適正な給与の管理	5
(5)	効果的な行政運営と職員の能力開発の推進	6
(6)	行政情報化の推進	7
(7)	行政運営の公正確保と透明性の向上	7
(8)	経費の節減合理化と財政の健全化	8
①	経費の節減合理化	8
②	財政の健全化	8
(9)	公共施設の設置及び管理運営の合理化	9
(10)	公共工事のコスト縮減	9
(11)	広域行政の推進	10

はじめに

本村におきましては、「全村森林公園化構想」のもと住みよいふるさと諸塚村を目指して、様々な取り組みを行なっております。

既に「地方分権一括法」が施行され、自己決定と自己責任が求められている中、今後ますます本村の果たすべき役割は大きくなって来るものと考えられます。

自然・歴史・伝統文化など地域に存在する様々な資源をいろいろな手法で最大限に活用しながら、自らの発想で画一的でない個性豊かな地域づくりを実践していくことが求められています。

さらに、急速に進む少子・高齢化社会の進展、村民の日常生活圏・経済圏の拡大に伴い、村民の村政に対するニーズは高度化・多様化しております。こういった村政ニーズに対応していくため、今まで以上に地域の振興整備や事務処理の効率化、円滑化を図ることによって、よりレベルの高い村政サービスを提供していく必要があります。

また、今後、地方自治体の広域合併、地方分権の高まり、財政基盤の強化・確立など本村の果たす役割の重要性やその位置づけが大きく変化していくことも考慮した上での地域づくりも必要となります。

そこで、本村では、平成11年2月に策定した「諸塚村行政改革大綱」を改訂し、さらに引き続き諸塚村行政改革推進本部を中心とした新たな行政改革に取り組むことといたしました。

この取り組みにより地域の特性を活かした活力ある村政独自の施策を展開することができるよう、村民の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回の大綱改正に伴い、貴重な意見、ご協力を賜りました諸塚村行政改革推進委員会の委員の皆様をはじめ、多くの関係の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成14年1月

諸塚村行政改革推進本部長
諸塚村長 中本正洋

新諸塚村行政改革大綱

1 行政改革の基本的な考え方

(1) 行政改革の基本方針

本村では、行政改革大綱に基づき、全庁的な事務事業や組織体制などの見直しを行ってきたところであるが、村を取り巻く厳しい行財政状況の中で増大する行政需要に対応するため、簡素で効率的な行政体制の確立に向けて引き続き改革を推進していく必要がある。

このため、行政改革の推進に当たっては、「諸塚村行政改革推進委員会」の提言を尊重し、全庁一体となって積極的に取り組むとともに、村民をはじめ関係機関の理解と協力が得られるよう努める。

(2) 行政改革の実施期間

大綱に基づく行政改革の実施期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とするが、実施期間を超えて取り組まなければならない行政課題については、その後も新たな視点に立って継続して行政改革の推進に努めるものとする。

(3) 行政改革の実施計画の策定

行政改革の基本方針に沿って、目指す行政運営を実現していくために、具体的な行政改革の内容を記した実施計画を策定する。

2 行政改革の実施方針

(1) 事務事業の見直し

① 事務事業等の整理合理化

(現状と課題)

本村の財政は、自主財源の比率が低いことにより財政基盤が脆弱であるため、地方債残高の累増、公債費負担の増大が避けられない状況となっている。このような厳しい財政状況の中、村民の行政に対するニーズは高度化・多様化しており、行政の果たすべき役割はますます増大している。このため、事務事業の徹底した見直しを図り、財源の重点的・効率的な配分に努める必要がある。

(実施方針)

最小の経費で最大の効果が挙げられるように以下のような事務事業については、その在り方を再度検討し廃止、縮小、統合等の整理合理化を行う。

- ア その目的がある程度達成された（又は達成が予想されるもの）もの
- イ 経費、労力の割に効果の薄いもの
- ウ 事務事業の規模が小さく、かつ、行政効果が低下しているもの
- エ いったん廃止をして、より効果的、効率的な事業の検討を行う必要があるもの
- オ 他の課でも目的・対象が類似している事務事業を処理しているもの
- カ その他今後の事業進捗の状況等を踏まえて見直しを行う必要があるもの

② 補助金等の整理合理化

(現状と課題)

補助金等は、本村財政にとって大きな比重を占めており、事務事業の積極的な展開を図る財源となっている。

しかしながら、社会経済情勢の変化にともなう新たな行政需要や村政ニーズに対応するためには、これまで以上に効率的かつ効果的な財源運営に取り組む必要がある。

このため、補助金等については、事務事業の整理合理化の一環として徹底した見直しを行い、定期的に補助金検討会を開催し、補助金の適正化、公平化を図る必要がある。

(実施方針)

新たな施策を展開するため、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等の観点から、その在り方を検討し、以下のような点を考慮して、廃止、縮小、統合等の整理合理化を行う。

- ア 目的、対象等が同一又は類似した補助金等の整理統合
- イ 補助金交付要綱等の整備

ウ 補助目的及び効果についての検証

③ 事務手続きの簡素化

(現状と課題)

本村では、従来から国の法律や政令・省令に基づく許認可等の事務について、その機関委任された範囲内で、提出書類や申請書への押印省略など、事務手続きの簡素化に努めてきたところである。

今後も村民の申請書事務等に係る負担の軽減を図り、事務処理の迅速化に努める必要がある。

(実施方針)

村民サービスの向上、行政事務の迅速化の観点から村民に必要以上に負担を強いているもの、必要性の薄れたものなどについて、以下のような見直しを行う。

ア 申請様式の簡略化

イ 可能な限りの押印省略

(2) 組織・機構の見直し

① 行政組織の簡素合理化

(現状と課題)

行政組織については、地方分権の進展や新たな行政需要や村政ニーズに対応するため、厳しく見直しを行ってきたところである。

今後もの確かつ効率的な行政運営体制を確立していくため、組織の役割や必要性を再認識し、組織・機構の見直しを抜本的に行う必要がある。

(実施方針)

地方分権の推進において、自己決定・自己責任の原則のもと、新たな行政需要や村政ニーズに的確に対応するため、自主的かつ主体的な行政組織の整備に取り組む。

関連・類似する事務事業について、同一組織で総合的に実施することが可能なものについては、整理統合を推進していく。また、以下のような点を考慮して取り組みを行う。

ア 社会福祉協議会の完全民営化の検討

イ 保健センターの法制化に伴う、所管機構の見直し

ウ 行政組織・機構の見直し

エ 公民館組織及び活動の見直し

② 事務・事業の民間委託推進

(現状と課題)

本村では、事務・事業の簡素化、整理合理化を図る観点から公共性及び行政責任の確保、経済性を十分に考慮した上で、業務の民間委託を推進している。

社会経済情勢の変化にともない、行政需要がますます増大する中で、事務・事業の効率化、村民サービスの維持向上を図るため、積極的かつ計画的に民間委託を検討し推進する必要がある。

(実施方針)

行政事務の経済的効果が期待できる事務・事業については、行政と民間が相互に連携して取り組むことが重要であるため、連携のための環境づくりを推進するとともに既に民間委託しているものについては、効率性や経済性が十分に発揮されているかどうかの点検を行う。

(3) 第三セクター等関係

(現状と課題)

第三セクター等関係団体は、民間の効率的な経営手法を活用し、公共的事業を柔軟かつ機動的に推進することによって、村政の円滑な運営が期待されている。中でも、

(財) ウッドピア諸塚については、村の行財政に与える影響が大きいことから、その運営に係る見直しを随時行ってきたが、社会経済情報の変化に即応するため、一層の簡素合理化に努めるよう指導する必要がある。

(実施方針)

第三セクター等関係団体の見直しについては、本来各団体が自主的に運営の効率化等に取り組むべきものであるが、村行政と密接な関係を有するため、その適正な運営が図られるよう団体の自主性に配慮し、次の考えに基づき簡素合理化を指導する。

ア 運営の改善、組織の効率化を進める。

イ 団体の運営の実態等から、行政が関与する必要性が薄らぎ、自主的な運営による方がより効率的なものについては、事務援助等の村の行政関与を廃止する。

(4) 定員管理及び給与の適正化

① 適正な定員の管理

(現状と課題)

新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、簡素で効率的な行政体制を確立するためには、適材適所な職員の配置を行い、定員管理の適正化を推進する必要がある。

職員数の推移（各年度4月1日現在）

(単位：人)

年度 \ 部門	一般行政	特別行政	公営企業等	合計
平成10年度	57	14	21	92
平成11年度	56	14	21	91
平成12年度	55	14	22	91
平成13年度	54	14	20	88

注1) 特別行政とは、教育部門。公営企業等とは、病院をいう。

(実施方針)

今後さらに高度化・多様化する村政ニーズに対して、厳しい行財政環境の下、限られた職員で柔軟かつ弾力的に対応するため、より一層適正な定員管理に努める。また、次の点を十分に考慮しながら推進する。

ア 事務事業、組織機構の見直しを行い、職員の適正な配置を行う。

イ 民間委託等の可能な職種、業務については、民間委託を検討することとし、職員は重点事業部門に配属するなど人事の効率化を図る。

ウ 所掌事務を点検し、相互に協力し合って業務に当たる。

② 適正な給与の管理

(現状と課題)

本村職員の給与は、国家公務員と比較して適正な数値を示すよう、的確な管理・運用に努めてきたところである。

給与はその財源を税金により賄われていること、またその経費が義務的性格を有しており財政運営に与える影響が大きいことから、村民から支持が得られるよう、今後とも適正な給与の管理に努める必要がある。

ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）

（単位：％）

区分 年度	諸塚村	県内市町村
平成10年度	93.6	95.1
平成11年度	92.9	95.0
平成12年度	93.7	95.2

（実施方針）

国に準ずることを基本として適正な給与管理に努めることとする。

（5）効果的な行財政運営と職員の能力開発の推進

（現状と課題）

現在の厳しい財政状況の中で、新たな行政課題に対応していくためには、限りある財源や職員を有効に活用し、より効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。

そのためには、職員一人ひとりが意識改革を行い、行政の役割を認識することが求められ、政策形成能力や創造的能力を有する意欲ある人材を育成する必要がある。

職員研修の実施状況（各年度4月1日現在）

（単位：人）

研修内容	平成10年度	平成11年度	平成12年度
自治学院等	16	69	31
派遣研修	1	1	1
合計	17	70	32

（実施方針）

人材育成の目的、方策等の明確化を図るとともに、長期的かつ総合的な観点から職員の能力開発を効果的に推進するよう努める。また、次の点を考慮しながら推進する。

- ア 人材育成システムの確立を図り、研修内容等の充実に努める。
- イ 自己啓発の促進
- ウ 職場研修の推進
- エ 職場外研修の充実（宮崎県市町村職員研修センターとの連携を図り、より高度な知識、技術を習得する。）
- オ 職員の能力開発のため、男女均等な研修、学習的風土づくり、意識改革に努めるとともに、能力の適正な評価を行う。
- カ 研修の対象者やプログラムの枠を広げ、平等化を図る。
- キ 小集団活動の採用（課の枠を超えた重要な課題については、プロジェクトチームを編成しその解決に当たる。）

（6）行政情報化の推進

（現状と課題）

情報通信技術（IT）の進歩は著しく、村ではこれらの情報化社会情勢の変化に的確に対応するため、有効なシステム開発を行い、行政サービスの向上に努めてきたところである。

このため本村では、平成12年に職員一人一台ずつパソコンを配置し、全職員に共通する各種行政情報の伝達を行うため、庁内LANの構築を行い、庁内事務の簡素効率化を図ってきたところである。

今後も、さらに行政サービスの向上や事務処理手続きの迅速化を図るため、情報通信技術（IT）を有効活用した新たな情報システムの整備を行い、総合行政ネットワークシステムの整備に取り組んでいく必要がある。

（実施方針）

これまで以上に行政の情報化を推進するため、引き続き庁内LANの活用及び総合行政ネットワークシステムの充実整備を図る。

また、村民に各種行政情報を提供するため、インターネット等を活用した全村情報化の取り組みを行う。

（7）行政運営の公正確保と透明性の向上

（現状と課題）

本村では、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため行政手続条例に基づき、許認可等行政手続きの迅速かつ適正な運用に努めてきたところである。

今後、さらに行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、同条例に基づき、適正な行政運用の強化に努める必要がある。

(実施方針)

行政手続きの適正化・透明性の確保をさらに向上させるため、行政手続条例に基づいた積極的な整備を行い、村民の権利・利益の保護に資することを重要とした、分かりやすく公正で透明な行政運営に努める。

- ア 行政手続きの見直し
- イ 村政座談会の見直し
- ウ 工事等契約手続きの見直し
- エ 情報公開制度の推進
- オ 個人情報保護制度の推進

(8) 経費の節減合理化と財政の健全化

① 経費の節減合理化

(現状と課題)

従前から職員一人ひとりがコスト縮減意識を持って、経費の節減合理化に努めてきたところである。

今後も、さらに経費の財源は税金であることを再認識し、行政効果や必要性を十分検討した予算編成を行い、事務の効率化と経費節減に努める必要がある。

今後も適確かつ効率的な行政運営体制を確立していくため、組織の役割や必要性を再認識し、組織・機構の見直しを抜本的に行う必要がある。

(実施方針)

取組内容を具体的に示した実施計画を策定し、全庁的にその計画に沿って、経費の節減と効果的な活用を図る。

② 財政の健全化

(現状と課題)

「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方行政運営の原則を基本に、地方分権の時代にふさわしい国や県と本村との在り方や民間との役割分担を構築していく必要がある。

また、コスト削減意識と柔軟な発想により限られた財源について、有効的な活用を追求し、適切な財源の配分に努める必要がある。

(実施方針)

社会経済情勢の変化や地球環境問題に対する村民の意識の高まりなどにより大規模公共事業などの実施については慎重に検討し将来的な財政への圧迫とならないよう、中長期的見通しに立った財政運営を行い、大型事業については計画的に実施する。

- ア 村債の適正管理
- イ 基金の充実と有効活用
- ウ 総事業費の抑制

(9) 公共施設の設置及び管理運営の合理化

(現状と課題)

村有施設については、従来から村民の利便性を考慮しつつ、効率的設置、管理運営に努めてきているところである。

今後、村有施設の在り方を更に検討し、より一層の合理化・効率化を図る必要がある。

(実施方針)

既存施設を有効に活用し、使用目的に応じた適正な規模の施設整備を行い、管理運営については、サービスの向上と効率的な管理・運営に努める。また、次の点を十分に考慮しながら見直しを図る。

- ア 各施設使用料の見直し
- イ 観光施設の有機的な活用
- ウ 保育所運営の見直し
- エ 各種施設管理の見直し（民間委託の推進）
- オ 施設の効率的利用の促進
- カ 施設管理台帳の整備

(10) 公共工事のコスト縮減

(現状と課題)

限られた財源を有効活用した効率的かつ効果的な公共工事を執行するため、全庁一体となってコスト縮減に努めてきたところである。

しかしながら、依然として厳しい財政状況の中で、引き続き社会資本の整備を着実に進めていくためには、関係職員一人ひとりが、これまで以上のコスト縮減に取り組む必要がある。

(実施方針)

国が、平成12年9月に「公共工事縮減に関する新行動方針」を策定したことにもない、宮崎県では新たな行動計画を策定している。

本村においても、国の行動計画を基に実施計画を策定し、公共工事のコスト縮減のため積極的な取り組みを行う。

(1 1) 広域行政の推進

(現状と課題)

近隣町村と連携して、一部事務組合、事務の受託、機関の共同設置等を行ってきたが、高度化・多様化している村政ニーズや地方分権に対応していくためには現在の制度では限界があり、新たな広域行政体制の整備が必要となってきた。

今後、新たな広域行政の必要性のある事務がでてきたときなど、それらに対応できる体制づくりに、近隣市町村で協力して取り組む必要がある。

広域行政の取組状況

形 態	名 称	構成市町村	事務内容
広 域 連 合	日向東臼杵南部広域連合	1市2町5村	ごみ処理 火葬場の設置・管理・運営
一 部 事 務 組 合	入郷地区衛生組合	5村	し尿処理
機 関 の 共 同 設 置	介護認定審査会	1市2町3村	

(実施方針)

近隣市町村が、広域行政の必要性について再認識し、それぞれ地域での特性を活かしながら、広域的な事業の取り組みを行い、一層の連携強化を図る。